平成２４年（フ）第２１６号
三重県四日市市富田浜町14番７号　ハイツロンチェ101
債務者　川崎百合子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
三重県桑名市大字播磨3105番地
債務者　今野　裕行
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
三重県四日市市富田栄町81番地５
債務者　伊坂　義夫
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
三重県四日市市水沢町1999番地
債務者　森　五百子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
兵庫県川西市下加茂１丁目５番２号
債務者　西尾　正子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目９番３―508号
債務者　花岡　正治
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０７号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目117番地　フローリッシュ崇徳院201
債務者　木田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２８号
兵庫県西宮市大屋町32番17号金井文化105号、前住所兵庫県西宮市中島町４番６―301号
債務者　谷原　伸幸
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５３号
兵庫県尼崎市食満５丁目５番１―703号
債務者　中北　庄子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地　浜田パークハイツ307号
債務者　安田　美香
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
広島県尾道市美ノ郷町三成198番地５　ネクサス三成Ａ―103
債務者　宗近　紀明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
山口県下関市上田中町５丁目３番12号
債務者　浅野いづみ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
山口県下関市宮田町２丁目５番４号
債務者　中野　治代
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
徳島県美馬市脇町大字北庄530番地
債務者　岡　　君江
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第７１８号
北九州市八幡東区中尾１丁目20番10号
債務者　大竹加代子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４６号
大分市政所２―14―14富成アパート３号、住民票上の住所大分市日岡１丁目５番17号
債務者　川端　順子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
大分県国東市安岐町下原508番地36　市営楓江住宅６－６
債務者　浅野佐智子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係